

山口市男女共同参画推進条例をここに公布する。

平成26年3月18日

山口市長 渡辺純忠

山口市条例第12号

山口市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 基本的施策（第9条—第16条）

第3章 山口市男女共同参画推進審議会（第17条・第18条）

第4章 雑則（第19条）

附則

全ての人が性別に関わりなく個人として尊重され、自分らしく生きることができる社会の実現は、私たち山口市民の願いであり、本市では男女共同参画社会の実現のために、これまで国際社会や国内の取組と連動しつつ、様々な施策に取り組んできました。

しかしながら、社会的に形成された性別による固定的役割分担意識や慣行が今なお残っており、仕事と生活のバランスが取れていないことや、重要な方針や計画を決定する場に女性が少ない傾向にあります。

こうした状況を踏まえ、少子高齢化、高度情報化、国際化などの急速で多様な変化に対応し、市民が心豊かに暮らしていくためには、男

女がその個性と能力を十分に発揮し、様々な分野に共に参画できる社会を築くことが重要です。

ここに、私たちは、男女共同参画に関する基本理念を明らかにすることにより、市、市民、事業者等が協働して、豊かで活力に満ちた山口市を目指すことを決意し、男女共同参画の取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の取組を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住又は通勤若しくは通学する者をいう。
- (4) 事業者等 営利、非営利の別を問わず、市内において継続的に事業及び活動を行う全ての個人又は法人その他の団体をいう。

(5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手に不快感を与え、相手の職場環境若しくは生活環境を害し、又は不利益を与えることをいう。

(6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等からの身体的、社会的、経済的又は性的な苦痛を与える暴力及び心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が平等に重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、一人の人間として個性と能力を発揮する機会が確保されること。

(2) 男女が、社会における制度又は慣行による固定的な性別役割分担意識を反映してその活動を制限されることなく、自らの意思において多様な生き方を選択することができるよう配慮されること。

(3) 男女が、市の政策及び家庭、地域、職場、学校その他社会のあらゆる分野における意思決定に、共同して参画する機会が確保されること。

(4) 男女が、お互いの協力と社会の支援の下、家事、子育て、介護などの家庭生活における活動と、就業その他の社会生活における活動に参画でき、また、これらの活動を両立して行うことができるようにすること。

(5) 男女が、それぞれの身体的な特徴について理解を深めるとと

もに、妊娠、出産等に関してお互いの意思及び決定を尊重し合いながら、安全で健康な生活を営むことができるよう配慮されること。

(6) 幼児期から、家庭、学校、保育その他社会のあらゆる教育の場において、個人としての尊厳及び男女平等の意識を育む保育及び教育が行われること。

(7) 男女共同参画は、国際的協調の下、推進されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者等（以下「市民等」という。）との連携に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画に関し理解を深め、家庭、地域、職場、学校その他社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念に基づき、男女共同参画に関し理解を深め、その事業及び活動を行うに当たって、男女共同参画の推進

に努めるものとする。

2 事業者等は、その雇用する労働者が仕事と生活の調和を保つことができるよう努めるものとする。

3 事業者等は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による差別的取扱い及び人権侵害の禁止)

第7条 全ての人、家庭、地域、職場、学校その他社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い及び人権侵害を行ってはならない。

2 全ての人、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(情報及び表現に関する配慮)

第8条 全ての人、広く提供する情報において、次に掲げる表現を用いないよう配慮しなければならない。

(1) 性別による固定的な役割分担や差別を連想させ、又は助長する表現

(2) 男女間における暴力を正当化し、又は助長する表現

(3) 過度の性的な表現

第2章 基本的施策

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を定め、又は変更するに当たっては、市民等の

意見を反映することができる措置を講ずるとともに、山口市男女共同参画推進審議会（第17条に規定する山口市男女共同参画推進審議会をいう。以下同じ。）に意見を聴くものとする。

3 市長は、基本計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

（施策の推進体制の整備）

第10条 市は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

（広報啓発及び拠点施設）

第11条 市は、市民等の男女共同参画に関する理解を深めるため、広報及び啓発その他の適切な措置を講ずるものとする。

2 市は、山口市男女共同参画センター設置及び管理条例（平成20年条例第53号）により設置された山口市男女共同参画センターを男女共同参画の取組を推進するための拠点施設とする。

（市民等に対する支援）

第12条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動について、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

（実施状況の公表）

第13条 市長は、毎年、男女共同参画施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

（調査研究）

第14条 市は、男女共同参画の推進に関し必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

（苦情等への対応）

第15条 市長は、市が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民等から苦情、意見その他の申出があったときは、当該申出に対し、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項の場合において、市長は必要があると認めるときは、山口市男女共同参画推進審議会の意見を聴くことができる。

(相談への対応)

第16条 市民等は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因により人権侵害を受けたとき又は受けるおそれがあるときは、その旨を市長に相談することができる。

2 市長は、前項の規定による相談を受けたときは、関係機関と連携を図り、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 山口市男女共同参画推進審議会

(山口市男女共同参画推進審議会)

第17条 男女共同参画の推進を図るため、山口市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 市民等から申出のあった苦情等に係る措置に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織及び運営)

第18条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満

とならないよう努めるものとする。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公募により選出された者

(2) 市内の関係団体の代表者又は当該団体に所属する者

(3) 学識経験者

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日現在に定められている山口市男女共同参画基本計画は、第9条の規定により策定された基本計画とみなす。